



伊藤 洋文
(よねしろ会)

指定管理者制度のあり方

質 過去に契約した事業所や団体の期間は3年から5年だが、よほどの事業の失敗や事故がない限り、同じところに継続契約してはどうか。また、この事業の課題や問題は。

答 長期化による競争機会の制限等を勘案し、指定期間は3年を基本とし、有資格者の配置義務がある場合は5年にできるよう定めているが、経営安定のため、より長い期間を望む声もあり今後研究したい。また、選定の透明性、説明責任の確保、価格競争によるサービス低下等の課題もあるため、これらに留意し対応する。

第2次定員適正化計画の影響

質 職員削減の職場への影響や能力発揮のための対策、さらにメンタルヘルスケアのあり方や処遇について。また、障がい者雇用や雇用延長はどうしているのか。

答 現在のままでは、職員負担が増加し組織への影響も考えられるため、行財政改革等による業務量削減や組織見直しを行う。また職員には人材育成基本方針に基づく能力開発、産業医の面接等メンタルヘルス対策、上司の指導や勤務評定による処遇を行う障がい者の雇用に努め定年延長は国、県等の動向を見て検討する。

その他の質問事項

- 不耕作農地の実情と対策は
- 廃校となった同窓会と教育委員会は
- 旧小学校の校歌や資料の保存は

庁舎整備特別委員会調査報告

特別委員会は、庁舎整備にかかわる事務の調査のため、議会閉会中の10月17日及び11月9日に開催しました。

まず、10月17日には、当局から、新たな庁舎整備の手法として、新庁舎の会議室を議場等として使用する場合の事業費の試算や、各整備手法についての中・長期的なコストの比較など、9月定例会において本委員会から依頼していた検討項目に対する報告がありました。

また、11月9日の委員会では、当局から基本計画素案の説明を受ける予定でしたが、合併特例債の活用期限を5年間延長するための法律改正案が閣議決定され、合併特例債の活用期限である平成27年度までに庁舎整備を行うという最大の前提条件が変わるため、新たな条件のもとで追加すべき検討項目等を洗い出し、一定の時間をかけて再検討していく必要があること、さらに、津波防災地域づくりに関する法律案が閣議決定され、詳細はまだ不明だが、津波災害の区域設定等によつては、庁舎整備にも大きな影響があると考えられることから、今後の動向を注視する必要がある、庁舎整備事業の全体スケジュールを再検討したい、との説明がありました。

次に、今議会では当局から、津波防災地域づくりに関する法律が臨時国会で成立したこと、合併特例債の活用期限を5年間延長するための法律改正案は、臨時国会では成立しなかったが、この後の国会で成立する見通しであること、また、今後の事業スケジュールの考え方等について説明がありました。主な質疑に対する答弁の概要は、次のとおりです。

【新庁舎の会議室を議場等として使用するという整備手法に対する考え】この整備手法の場合、備品や設備経費のかかり増しを予想していたが、これまで

の調査では、それほどのかかり増しはないようであり、十分に検討に値する整備手法だと考える。

【この場合の現議事堂の取り扱い】現在は、議事堂として使用しない場合は解体する方針であるが、コストをかけても文化財として保存すべきだという意見が多い場合は、別途検討する必要があると考える。

【現時点での決定事項】建設場所は旧淳城第二小学校跡地を含む現在地とすること、合併特例債を活用して整備すること、第1庁舎を活用し、二ツ井町庁舎に教育部等を配置するなど、できるだけコンパクトな庁舎とすること、議場は本庁舎敷地内に整備すること、旧淳城第二小学校の教室棟を仮庁舎として使用し、その後は倉庫や書庫など庁舎機能の補完施設として活用すること、これらについては、おおむね理解を得られていると考えている。



(能代市二ツ井町庁舎内の教育部の様子)

【この後の事業スケジュール】24年2月中旬までには、現議事堂を引き続き議場として活用するか否かの方針を提示するなど、検討課題についてできるだけ早く方向づけをし、早期の事業推進に努めたい。